

交流拠点都市～観光立市～

3

2013
No.108

げんき みね。

めざせ!
世界ジオパーク

黒と白と赤を探す旅
MINE CITY

タスキを繋いで心をつに / 第31回美東町駅伝競走大会



交流拠点都市
美祢市
MINE CITY

広報 げんきみね。
発行・編集 美祢市地域情報課
〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326-1
☎0837(52)1128 / FAX0837(53)1959
Eメール jouhou@city.mine.lg.jp
URL <http://www2.city.mine.lg.jp>

田代小学校の閉校式を開催します

田代小学校は、3月末日で、106年の歴史に幕を閉じることとなり、次のとおり閉校式を開催します。出席を希望される人は、会場等の都合上、事前にご連絡ください。



日時 3月18日(日) 10:30~
場所 田代小学校屋内運動場

連絡・問合せ先 教育総務課 ☎0837(52)5260

休日窓口を開設します

市では、住民異動の多い時期に合わせ、行政サービス向上の一環として次のとおり休日窓口を開設します。

開設日時 **3月31日(日)** 9:00~15:00

開設窓口・取扱業務

■本庁

- 市民課 ☎0837(52)5230
戸籍関係の証明、戸籍の届出、住民基本台帳関係の証明、住民異動届(転入・転居・転出など)の受付、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の手続業務
- 地域福祉課 ☎0837(52)5228
乳幼児医療助成制度、児童手当の手続業務
- 税務課 ☎0837(52)5234
税務証明書の発行業務(市民税関係の所得・課税証明書)
- 収納対策課 ☎0837(52)5235
税務証明書の発行業務(納税証明書)

■総合支所

- 美東総合支所市民福祉課 ☎08396(2)5004
- 秋芳総合支所市民福祉課 ☎0837(62)1910
戸籍関係の証明、戸籍の届出、住民基本台帳関係の証明、住民異動届(転入・転居・転出など)の受付、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の手続業務、乳幼児医療助成制度、児童手当の手続業務、税務証明書の発行業務(市民税関係の所得・課税証明書、納税証明書)

■教育委員会事務局

- 学校教育課 ☎0837(52)1118
小中学校の転校手続



平成25年度から 国民健康保険の保険税率が 変わります

国民健康保険制度は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

市の国保財政は、加入者の高齢化や医療技術の高度化等による医療費の増加、長引く経済不況等により大変厳しい状況となっていることから、保険税の見直しを行い、昨年の12月議会の議決を経て、次表のとおり改定することとなりました。

国民健康保険加入者の皆さんには、美祢市国民健康保険の現状をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

区分		現行	改定
医療分	所得割	6.2%	8.0%
	資産割	15.9%	20.4%
	均等割	20,000円	25,400円
	平等割	22,000円	28,000円
支援分	所得割	1.7%	2.6%
	資産割	4.1%	6.4%
	均等割	5,000円	8,000円
	平等割	6,000円	8,800円
介護分	所得割	1.8%	2.8%
	資産割	5.5%	7.2%
	均等割	6,400円	9,000円
	平等割	5,400円	8,000円

問合せ先 市民課 ☎0837(52)5231

3月は自殺対策強化月間です

自殺は身近にある問題です。自殺を社会全体で防ぎましょう。

みんなで自殺を防ぐためのヒント

「気づき」…家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

「傾聴」…本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

「つなぎ」…早めに相談機関に相談するようすすめる

「見守り」…温かく寄り添いながらじっくりと見守る

問合せ先 健康増進課 ☎0837(53)0304

やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度のお知らせ

この制度は、障害者や高齢者などで車の乗降が困難な人のために、公共施設や店舗などに専用の駐車場を確保し、利用証が交付された人の利便性を高めるため創設された山口県制度です。

中国・四国・九州地方のほか、各県でも同様の制度の利用が開始されていますので、県外へ外出された時の利用も可能です。

●対象

- 障害、高齢、難病等により、駐車場の利用に配慮が必要な人
- けが、妊産婦など一時的に、駐車場の利用に配慮が必要な人

●利用証の交付・返還

- 交付・返還窓口 地域福祉課、各総合支所市民福祉課、保健センター、美祢市社会福祉協議会各地域福祉センター
- 申請時に持参するもの 身体障害者手帳や療育手帳、母子健康手帳など
※申請に必要な書類があります。詳しくは利用証交付窓口へ問い合わせください。
- 利用証の返還 けが、妊産婦などで、有効期限のある利用証の交付を受けた人は、有効期限経過後、速やかに窓口へ返還してください。



やまぐち障害者等専用駐車場



この駐車場は「やまぐち障害者等専用駐車場（施設）」を意味するものではありません。

山口県

申請・問合せ先 地域福祉課 [☎0837(52)5228]

固定資産課税台帳の閲覧及び土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

問合せ先 税務課 [☎0837(52)5234]

詳しい閲覧・縦覧方法は次のとおりです。ご不明な点は税務課固定資産税係まで問い合わせください。

固定資産課税台帳の閲覧について

この制度は、主に納税義務者が固定資産課税台帳により、自己の資産について課税内容を確認できる制度です。

固定資産の売買・相続・家屋の新築・増築・取り壊しを行った人、土地の現況が変わった人、土地改良事業の換地処分終了の土地所有者及び地籍調査登記完了の土地所有者など、ご自分の資産について確認されたい人は、次の要領で閲覧できます。

※納税者には、納付書と同時に固定資産課税明細書を送付しますので、この明細書でも確認することができます。

閲覧開始日 4月1日(月) (土・日・祝を除く) ※4月1日(月)～30日(月)まで手数料は無料です。

閲覧時間 8:30～17:15

閲覧場所 税務課、美東・秋芳総合支所及び各出張所

※本庁、美東・秋芳総合支所及び全ての出張所で固定資産課税台帳(写)の発行が可能です。

閲覧できる人 ①納税者、②納税義務者、③納税管理人、④納税者と同居の親族(確認が必要となります。また、納税者と別居している親族は委任状が必要です。様式は市ホームページからダウンロードできます)、⑤借地人及び借家人(確認が必要となります。当該権利の目的である土地又は家屋について記載された部分のみ閲覧)、⑥納税者から委任を受けた人(必ず委任状を持参してください。)、⑦固定資産の処分をする権利を有する一定の人(法の定めによる管理人・管財人など。当該権利の対象となる固定資産について記載された部分のみ閲覧)、⑧賦課期日(1月1日)以後の新所有者

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

この制度は、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。縦覧を希望される人は次の要領で縦覧ができます。

縦覧期間 4月1日(月)～30日(月) (土・日・祝を除く)

縦覧時間 8:30～17:15

縦覧場所 美祢地域分→税務課、美東地域分→美東総合支所、秋芳地域分→秋芳総合支所(各出張所では縦覧できません。)

縦覧できる人 ①納税者、②納税者から委任を受けた人(必ず委任状を持参してください。)、③納税者と同居の親族及び納税管理人(確認のため納税通知書・課税明細書などを持参してください。)

※納税者と別居している親族は委任状が必要です。

※縦覧できる人かどうかを確認するため、納税通知書・課税明細書又は運転免許証など、本人確認できるものを窓口でご提示いただきますので、ご協力をお願いします。

縦覧方法 ①窓口備え付けの縦覧整理票に必要事項を記入し、提出してください。②土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の記載事項は、複写はできませんのであらかじめご了承ください。メモを取る場合は、備え付けのメモ用紙をお願いします。③ご本人所有の土地や家屋以外の評価の内容については、個人情報保護の観点から詳細に説明することはできませんので、あらかじめご了承ください。④縦覧期間経過後は、開示することはできません。





病院だより 52

グリーンヒル美祢介護サービス科の業務について



グリーンヒル美祢

グリーンヒル美祢は、介護を必要としている人に対して看護・医学的管理の下、介護を中心とした日常生活援助を提供すると共に、作業療法士や理学療法士を中心とした生活リハビリテーションを実施しながら利用者の自立を支援し、在宅への復帰を目指す介護保健施設です。即ち、当施設は「終の棲家」ではなく、今後の方向性が必要な中間施設だということです。

当施設では、入所サービスの他に短期入所療養介護（ショートステイ）・通所リハビリテーション（デイケア）のサービスを提供しています。それぞれのサービスの利用目的とその中で介護サービス科が行っている業務について紹介します。

入所サービスは、自宅での療養生活に自信がない或いは認知症により日常生活に不安がある人、病院で退院許可となったが直接在宅に帰るには不安がある人にご利用いただけます。施設入所中は、施設のケアマネージャーが立案したサービス計画書に基づき、食事・入浴・排泄・

睡眠等の日常生活上のお世話をすることにより生活のリズムを整えたり、個々の入所者の現状に応じた生活に必要な動作を維持するお手伝いをします。医師や看護師は入所者の健康管理を中心とした日常生活のお世話、介護福祉士は入所者の療養生活全般における生活援助、栄養士は食事に関する入所者の健康管理、作業療法士や理学療法士は入所者の生活機能の維持と向上を目指して関わっています。高齢者は、日常の動作が自分の力では困難な状態になると精神的な張りを失い弱気になりがちであり寝たきりになることもあります。そのため、中間施設としては何でもやってあげるのではなく、できる限りご本人の能力を引き出す関わりが必要になります。施設職員は日常生活の中で、出来る事はご自分で、出来ない部分をお手伝いする事を心がけています。また、平日には心身機能の維持のため体操の時間を取り入れたり、日常生活に張りを持っていただくために時期折々に工夫を凝らした行事をご家族を含めお楽しみいただけるように実施しています。このように、各職種が共に協力して入所者の健康と生活を支援しています。

短期入所療養介護（ショートステイ）は、冠婚葬祭や旅行などで介護できない場合や、介護に携わっているご家族が病気になった時など家族に代わって一時的に介護をお引き受けするサービスです。また、ご家族



カンファレンス



入浴施設

の介護に伴う負担の軽減のため定期的に利用することもできます。短期入所中は、入所サービスと同じように生活支援を実施します。希望者は、送迎も利用できます。

通所リハビリテーション（デイケア）は、昼間に施設で過ごしていただき健康チェックやリハビリテーションを通じ心身機能の維持を図ると共に食事や入浴などの日常生活援助を受けるサービスです。希望者は、送迎も利用できます。

お尋ねやご利用に関するご相談は、グリーンヒル美祢まで問い合わせください。

問合せ先 グリーンヒル美祢 ☎0837(54)0145

公共施設の使用料・手数料を改定します

4月1日から施設の使用料・手数料が変わります。

市が行うサービスの費用は、市民の皆さんからの税金とサービスを利用する人が支払う使用料・手数料でまかっています。この二つが適正なバランスを保つことが、市民全体の公平性を確保するうえで必要であり、サービスを利用した人がその利益に対して相応の負担をすることで、サービスを利用する人と利用しない人との公平性が保たれることとなります。

市では、合併後4年が経過し、これらの受益者と負担の適正化を図り、類似する施設との均衡を保持する必要があるため、平成22年3月に策定した「美祢市行政改革大綱」を推進し、公費負担と受益者負担のあり方や利用者が負担すべき経費の範囲等を定め、料金設定の基準を明確に示した「使用料・手数料見直しに関する基本方針」を定めました。この方針に基づいて行政サービスの提供に必要なコストについて見直しを行い、昨年12月議会の議決を経て、本年4月1日から一部の公共施設の使用料と手数料を改定することとしました。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

一部の施設の専用利用については、午前・午後・夜間等の区分貸しから1時間単位（冷暖房費を含む）の時間貸しへ変更を行い、より利用しやすい料金体系としています。

□手数料 料金改定項目と主な改定内容一覧

(単位：円)

項目名	主な料金改定内容		問合せ先
	現行料金	改定後料金	
営業、職業に関する証明	150	200	税務課 [☎0837(52)5234]
法人及び組合に関する証明	150	200	
納税に関する証明	150	200	
公簿、公文書の謄本又は抄本の交付	150	200	
租税公課、資産に関する証明	150	200	
公簿、公文書又は土地図面の閲覧又は照合	150	200	
土地図面の謄本の交付	150	200	
本籍、住所に関する証明	150	200	市民課 [☎0837(52)5230]
氏名、年齢に関する証明	150	200	
出産、死亡、結婚、相続に関する証明	150	200	
生存、不在、失踪に関する証明	150	200	
身分証明書の交付	150	200	
印鑑に関する証明及び登録証の交付	150	200	
住民票及び戸籍の附票に関する証明	150	200	
住民票の閲覧又は照合	150	200	
住民票の写しの交付	150	200	
戸籍の附票の写しの交付	150	200	
耕作証明	150	200	農業委員会事務局 [☎0837(52)5241]
農業委員会の行う農地の現況証明	400	600	
認可地縁団体に関する証明	150	200	総務課 [☎0837(52)1110]
その他の証明	150	200	
高齢者福祉施設「カルストの湯」温泉販売手数料	100	※使用料(同額)に変更	高齢福祉課 [☎0837(52)1132]
地籍調査の成果物等の写しの交付	150	200	建設課 [☎0837(52)1116]

□使用料 料金改定施設と主な改定内容一覧

(単位：円)

施設名	主な料金改定内容		問合せ先
	改定後料金	1時間	
美東センター (大田公民館)	区分	1時間	美東センター [☎08396(2)5555]
	大ホール	200	
	大会議室	100	
	会議室	50	
	小会議室	70	
	調理実習室	70	
	第1和室	60	
	第2和室	60	
研修室	70		
厚保公民館	区分	1時間	厚保公民館 [☎0837(58)0001]
	大ホール	250	
	視聴覚室	80	
	会議室	50	
	第1和室	40	
	第2和室	40	
	調理室	80	

□使用料 料金改定施設と主な改定内容一覧

(単位：円)

施設名	主な料金改定内容		問合せ先
	区分	改定後料金	
赤郷交流センター (赤郷公民館)	区分	1時間	赤郷公民館 ☎08396(2)0304)
	大集会室	190	
	会議室	60	
	和室	60	
	調理実習室	60	
綾木ふるさとセンター (綾木公民館)	区分	1時間	綾木公民館 ☎08396(2)0112)
	大ホール	200	
	研修室	60	
	和室	60	
	調理実習室	70	
綾木ふるさと体験工房	区分	1時間	教育総務課 ☎0837(52)5260)
	多目的ホール	50	
	土間	20	
	釜場	—	
真長田定住センター(真長田公民館)	区分	1時間	真長田公民館 ☎08396(5)0001)
	多目的ホール	190	
	会議室	40	
	和室	70	
	調理実習室	70	
市立学校施設	区分	1時間	教育総務課 ☎0837(52)5260)
	屋内運動場	130	
	運動場	40	
	教室	40	
美祢市民会館 (大嶺公民館)	区分	1時間	美祢市民会館 ☎0837(52)1123)
	大ホール(平日)	1,180	
	大ホール(祝日等)		
	大ホール舞台(平日)	350	
	大ホール舞台(祝日等)	140	
	大ホール1階ロビー(平日)		
	大ホール1階ロビー(祝日等)		
	大ホール2階ロビー(平日)	140	
	大ホール2階ロビー(祝日等)		
	大会議室	220	
	第1会議室	130	
	第2会議室	80	
	第3会議室	130	
	多目的ホール	280	
	第1和室	60	
	第2和室	60	
	第3和室	110	
	第4和室	110	
	調理実習室	130	
	伊佐公民館	区分	
大ホール		270	
第1会議室		80	
第2会議室		60	
サークル室		70	
会議室		50	
和室(大)		80	
和室(小)		50	
いこいの部屋		50	
調理室		70	

施設名	主な料金改定内容		問合せ先
	区分	改定後料金	
嘉万公民館	区分	1時間	嘉万公民館 ☎0837(64)0001)
	会議室	150	
	研修室	90	
	講話室	100	
	和室(大)	70	
	和室(小)	50	
	調理室	70	
別府公民館	区分	1時間	別府公民館 ☎0837(64)0040)
	会議室	110	
	講話室	70	
	和室(大)	70	
	和室(小)	50	
秋吉公民館	区分	1時間	秋吉公民館 ☎0837(62)1921)
	大会議室	150	
	会議室	50	
	講話室	80	
	和室	70	
	老人室	50	
	調理室	80	
岩永公民館	区分	1時間	岩永公民館 ☎0837(62)0525)
	大会議室	150	
	会議室	70	
	講話室	70	
	和室(大)	70	
美祢来福センター	区分	1時間	社会教育課 ☎0837(52)5261)
	多目的ホールアリーナ	510	
	多目的ホール舞台	150	
	展示ホール	100	
	小会議室	50	
	第1会議室	80	
	第2会議室	80	
	和室	70	
	調理室	50	
上野コミュニティーセンター	区分	1時間	体育振興課 ☎0837(52)3310)
	和室	50	
	アリーナ	110	
河原コミュニティーセンター	区分	1時間	体育振興課 ☎0837(52)3310)
	和室	50	
	アリーナ	90	
市民プール	1回	90	体育振興課 ☎0837(52)3310)
秋芳プール	1回	90	
温水プール	区分	1時間/1人/1綴	温水プール ☎0837(52)3300)
	1時間(専用)	4,590	
	1人(大人)	500	
	回数券(大人)	2,500	
武道館	区分	1時間	体育振興課 ☎0837(52)3310)
	専用使用	全面 150 半面 70	
	1人(大人)	—	

□使用料 料金改定施設と主な改定内容一覧

(単位：円)

施設名	主な料金改定内容		問合せ先
	改定後料金		
豊田前公民館	区分	1時間	豊田前公民館 (☎0837(57)0001)
	大ホール	200	
	視聴覚室	80	
	研修室	70	
	第1会議室	50	
	第2会議室	50	
	和室	50	
	調理室	60	
於福公民館	区分	1時間	於福公民館 (☎0837(56)0001)
	大ホール	270	
	視聴覚室	80	
	研修室	50	
	第1和室	40	
	第2和室	40	
	調理室	80	
	美東体育館	区分	
アリーナ(専用)		220	
1人(大人)		60	
会議室		20	
鳳鳴体育館	区分	1時間	
	体育館	130	
秋芳体育館	区分	1時間/1人	秋芳事務所 (☎0837(62)1921)
	アリーナ(専用)	270	
	1人(大人)	60	
	会議室	30	
大田テニス場	1時間(専用)	1面 130	美東事務所 (☎08396(2)5555)
綾木テニス場	1時間(専用)	1面 130	
美祢スポーツセンター	区分	1時間/1人	体育振興課 (☎0837(52)3310)
	アリーナ	全面 390 半面 190	
	1人(大人)	60	
	会議室	50	
長登銅山文化交流館	区分	1時間	文化財保護課 (☎0837(53)0189)
	研修室	90	
保育所	区分	1時間	地域福祉課 (☎0837(52)5228)
	遊戯室及び保育室	80	
児童館	区分	1時間	
	集会室	50	
	遊戯室	70	
老人憩いの家	区分	1人	高齢福祉課 (☎0837(52)1132)
	厚保(浴場)	70	
	嘉万(浴場)	70	
高齢者福祉施設「カルストの湯」	区分	40ℓ	
	温泉水	100	
	談話室	—	
	休憩室	—	
美東保健福祉センター	区分	1時間	美東市民福祉課 (☎08396(2)5004)
	相談室	40	
	大ホール	260	
	和室	80	
	実習室	180	
	研修室	150	
秋芳保健センター	区分		秋芳市民福祉課 (☎0837(62)1911)
	診察室	—	
	健康相談室	—	

施設名	主な料金改定内容		問合せ先
	改定後料金		
大嶺高校記念武道場	1時間	130	体育振興課 (☎0837(52)3310)
美祢市弓道場及びアーチェリー場	区分	1時間/1人	
	専用使用	310	美東事務所 (☎08396(2)5555)
1人(大人)	150		
美東弓道場	1時間	260	
	1人(大人)	30	
市民球場	区分	1時間	体育振興課 (☎0837(52)3310)
	グラウンド	960	
	ミーティングルーム	110	
	放送施設	110	
	スコアボード	110	
	ロッカー室	110	
大嶺高校記念体育館	1時間	130	
田代体育館	1時間	130	
農村婦人の家	区分	1時間	農林課 (☎0837(52)1115)
	全館	250	
	農産物食品加工室	80	
	共同学習室	60	
	健康増進管理室	80	
	高齢者学習室	30	
美祢産業技術センター	区分	1時間	商工労働課 (☎0837(52)5224)
	大会議室	110	
	研修室(和室)	70	
	小会議室	40	
美祢農村勤労福祉センター	区分	1時間	
	研修室	70	
	大会議室	120	
	小会議室	40	
	調理実習室	120	
勤労青少年ホーム	区分	1時間	社会教育課 (☎0837(52)5261)
	軽運動場	230	
	図書室	120	
	大会議室	120	
	小会議室	50	
	調理実習室	120	
	音楽室	70	
	サークル室	50	
	和室	50	
	秋芳北部運動公園	区分	
グラウンド(全面)		—	
グラウンド(半面)		—	
テニスコート		—	
ゲート		—	
ボール場		—	
グラウンド照明(全面)		2,100	
グラウンド照明(半面)		1,050	
テニスコート照明(1面)	420		

□使用料 料金改定施設と主な改定内容一覧 (単位:円)

施設名	主な料金改定内容		問合せ先
	区分	改定後料金	
秋芳保健センター	区分		秋芳市民福祉課 ☎0837(62)1911
	研修室	—	
	講座室	—	
	栄養実習室	—	
秋芳北部運動公園管理事務所	区分	1時間	秋芳事務所 ☎0837(62)1921
	大会議室	70	
	小会議室	50	
	和室	50	
	和室	50	
秋芳消防センター	区分	1時間	消防本部 ☎0837(52)2177
	集会室	70	

※減免規定を統一し、適用します。

免除の範囲

- ▼市が主催、共催するとき
- ▼施設の管理運営団体が施設の管理運営目的で利用するとき
- ▼市内の各種団体が行政活動の協力目的等で利用するとき
- ▼市内の幼稚園、保育園、小中学校及び高等学校が教育・保育活動で利用するとき

▼3歳未満の幼児
減額(50%)の範囲

- ▼市が後援するとき
- ▼国、他の地方公共団体、公益法人又は公共的団体が市民の福祉向上のために利用するとき

▼社会福祉関係団体、地域コミュニティ団体、NPO団体、社会教育関係団体、教育関係団体がその目的のための活動で利用するとき

- ▼半数以上が市内に在住する障害者で構成する団体が利用するとき
- ▼半数以上が市内に在住する65歳以上の高齢者で構成する団体が利用するとき
- ▼半数以上が市内に在住する中学生以下で構成する団体が利用するとき

その他の減免の範囲

- ▼その他市長等が特に必要と認めるとき

※改定に対応する現行料金額については、市ホームページに掲載しています。詳しくは、担当課又は施設に問い合わせください。

※市民以外の者の使用料は、1.5倍、営利目的の使用の場合は、2倍となります。

※体育施設の中学生以下の使用料は、大人の1/2相当、美祿市民プール・秋芳プールは無料となります。

し尿収集運搬手数料の改定について

し尿収集運搬手数料は、平成12年6月1日に改定してから現在まで据え置かれてきましたが、昨今、下水道の普及等によるし尿収集量の減少や、燃料費の高騰などに伴い、4月1日頃からし尿収集運搬手数料が改定されます。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

	現行(税込)	改定(税別)
108ℓまで	1,380円	1,500円
108ℓを超えた場合	36ℓ毎に460円追加	36ℓ毎に500円追加
ホース延長45m~65m	510円	510円
ホース延長65m以上	770円	770円

問合せ先 生活環境課 ☎0837(53)1090

俳句と短歌

HAIKU TO TANKA

<p>【秋芳短歌会】 のんびりと温泉に身を沈め眺むれば 山の紅葉は今盛りなり 東方山頂一面炎の輝く朝となりにけり 有明の月は西山にありて 行こうと誘われよしと娘と来し太寧寺 秋のもみじは陽の匂ひせり</p>	<p>【美祿つぼみ句会】 水言葉風言葉聞き野芹摘む 紅梅や行き来はいつも庭つたひ 春の雪道を濡らしてすぐに止む 卒業のなき晩学を繰り返す</p>	<p>【美東俳句会】 老梅の生きる力を秘めにけり 退院の友に手をかす梅日和</p>	<p>【秋芳野火句会】 父の声母の声聞く鏃始め 梅が香や産声を待つ静寂かな</p>	<p>【ホトトギス秋芳句会】 梅林の蕾ためらふ固き風 葉牡丹のほどけし渦に今朝の冷え</p>	<p>【美祿短歌会】 凍てし窓透かして朝日射し来るや 廟あかるく若芽をきぎむ 人生は山坂多く卒寿過ぎ 白寿まではと勤しみてあつ 老いの身に一年の計問われても まず生きるほか答えあるまじ</p>	<p>川崎 一男</p>	<p>西村 雪江</p>	<p>野村 八千恵</p>	<p>山中 佳子</p>	<p>末永 よね子</p>	<p>上利 邦子</p>	<p>阿野 恵子</p>	<p>重富 八重</p>	<p>山野 宏子</p>	<p>林 政子</p>	<p>上田 あき良</p>	<p>中洲 なるみ</p>	<p>末富 千恵子</p>
長 安喜子	松原 正男	前田 時博																